

忘れずに!

# 児童扶養手当現況届と 特別児童扶養手当の所得状況届

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、毎年、現況届・所得状況届を提出しなければなりません。現況届・所得状況届を提出しないと手当を受けれなくなることがあります。

## 提出期間

児童扶養手当  
8月3日(月)～8月31日(月)  
(提出先) 福祉課社会福祉班

特別児童扶養手当  
8月11日(火)～9月10日(木)  
(提出先) 福祉課障害福祉班

## 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親の養育を受けることができない18歳までの児童(障害児は20歳未満)を養育している母子家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を目的として支給される手当です。

### 受給資格

次の条件のいずれかに該当する場合、申請により手当が受けられます。

- ①父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童
- ②父が死亡した児童
- ③父に重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害がある児童
- ④父の生死が明らかでない、または父が引き続き1年以上行方不明・拘禁されている児童
- ⑤母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑥生まれたときの事情等がわからない児童

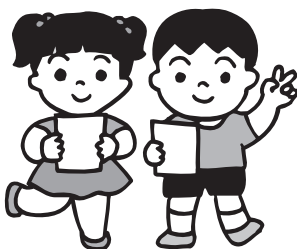
※ただし、日本国内に住所がないとき、労災や公的年金を受けることができるとき、所得が一定額以上あるときなど、手当が支給されない場合があります。

### ●支給額(母と子ども1人世帯の場合)

収入金額	支給額(月額)
130万円未満	【全部支給】 41,720円
130万円以上 365万円未満	【一部支給】 41,710円から 9,850円まで 収入に応じて支給

※第2子は月額5,000円、第3子以降については、1人につき月額3,000円が加算されます。

◆問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎84-1257



## 特別児童扶養手当

家庭で介護されている心身に障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に役立つことを目的として児童を養育する方に支給される手当です。

### 受給資格

身体や精神に「障害等級表」に該当する程度の障害のある児童(20歳未満)を養育している方

※ただし、日本国内に住所がないとき、障害を事由とする年金を受給しているとき、一定額以上の所得があるとき、施設等に入所しているときなどは、手当が支給されません。

### ●支給額(児童1人あたり月額)

1級(重度障害児)	50,750円
2級(中程度障害児)	33,800円

◆問い合わせ 福祉課障害福祉班 ☎84-1257

## ひとり親家庭等医療費等助成・ 施設使用料の減免

母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童に対し、医療費等の助成や施設使用料の減免を行っています。(※児童とは18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)

### <医療費助成額>

医療機関で支払った自己負担額から、一部負担額を差し引いた額(事前申請が必要で、一定の所得制限あり)

持参品 印鑑・保険証・保護者の預金通帳  
(郵便局以外)

### <施設使用料の減免>

対象施設の個人使用料の一部

対象施設 光B&G海洋センタープール、光しおさい公園テニスコート、ふれあい坂田池公園テニスコート・陸上競技場

減免額 通常料金の1/2

持参品 印鑑・保険証

◆問い合わせ 福祉課社会福祉班  
☎84-1257